

加古川市農業集落排水処理施設への新規接続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市農業集落排水処理施設条例（平成13年条例第5号。（以下「条例」という。）第2条に規定する農業集落排水処理施設（以下「処理施設」という。）への取付管及び枳の新規設置（以下「新規接続」という。）について必要な事項を定める。

(事前協議)

第2条 処理施設へ汚水を排除しようとする者は、新規接続しようとする施設の全体計画・排水する水質・排水量・その他について、事前に協議しなければならない。

(用語の定義)

第3条 条例第3条第1号に規定する「その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する特殊な排水」とは、重金属等の有害物質を含む排水又は過大な汚濁負荷量を有する排水等で、処理施設の機能全般に支障を及ぼすおそれのある水をいう。

(許可の条件)

第4条 処理施設への新規接続は、処理施設の適正な運営・管理に支障を及ぼさないものであり、かつ、次の事項のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 処理施設の計画処理量と対象処理人数の処理量との間に許容量があること。
- (2) 都市計画法及び建築基準法、その他関係法令により許可を得たものであること。
- (3) 一時的な使用を目的とする仮設等の施設でないこと。ただし、前号の対象となるものは除く。
- (4) 1敷地につき排水量が2ヶ月で平均100 m³以下であること。
- (5) 処理施設に流入する汚水の水質は、別途定める流入水質基準値以下であること。
- (6) 接続できる施設は、一般住宅および喫茶店・理容店・その他同等の店舗であること。（除外施設を必要とするものは、原則として不可とする。）
- (7) 接続にかかる工事費は申請者負担とし、設置した取付管は管理者に帰属する。

(手続き)

第5条 処理施設へ新規接続をしようとする者は、あらかじめ「農業集落排水新規接続申請書（様式第1号）」（以下「新規接続申請書」という。）、「損害賠償責任負担請求書（様式第2号）」、「土地使用承諾書（様式第3号）」を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請があったときは、内容を精査したのち「農業集落排水新規接続許可書（様式第4号）」（以下「許可書」という。）をもって許可するものとする。
- 3 接続工事の着手は、許可書受理後とする。また、速やかに「着手届（様式第5号）」を提出すること。
- 4 処理施設へ新規接続するときは、加古川市上下水道局（以下「上下水道局」という。）の職員が立ち会うものとする。
- 5 接続完了後は、速やかに「農業集落排水施設新規接続完了届兼譲渡書（様式第6号）」（以下「完了届」という。）を提出するものとする。上下水道局の職員は、完了届を受理した後、完了検査を行う。
- 6 完了検査の合格をもって、管理者に無償譲渡するものとする。
- 7 新規接続申請書提出後、新規接続を中止した（第7条に規定する許可の取消し等の場合を除く。）ときは、速やかに「農業集落排水施設新規接続取下げ届（様式第7号）」を提出するものとする。

(申請書類)

第6条 処理施設へ新規接続しようとする者は、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 新規接続申請書 2部
 - (2) 都市計画法及び建築基準法、その他関係法令の許可書の写し。(ただし、明らかに当該地域の住民が居住を目的とすることが明確なときは、省くことができる。)
 - (3) 条例第7条に規定する排水設備確認申請書及び関係書類
 - (4) 同意書(他の管理者及び利害関係者)
- (許可の取消し等)

第7条 管理者は、第4条各号に偽りがあった場合は、新規接続の許可を取消し、又は使用を停止することができる。

(申請者の損害賠償責任)

第8条 申請者又使用者は、その責に帰する原因により処理施設若しくは第三者に損害を与えたときは使用を停止し、それに起因する損害賠償を負わなければならない。

ただし、直ちに現状に回復したときは、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平27年4月1日から施行する。